

米国相互関税の還付に関する関税・国境警備局(CBP)の発表について

1. 発表概要

- 2026年4月10日、米国関税・国境警備局(CBP)は、国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づく関税の還付申請の提出と処理のための機能「統合通関管理・処理システム(CAPE)」の運用開始を発表した。
- CAPEは段階的に展開され、2026年4月20日に第1段階を開始する。
- 第1段階は、未算の輸入申告および清算後80日以内の輸入申告に限定される。
- CBPは、より複雑な事例に対応するため、後続の段階で機能を追加していく予定。

2. 関税の還付請求手順（米国CBPのウェブサイトを通じて行う必要があります。）

【米国CBPウェブページ】 [International Emergency Economic Powers Act \(IEEPA\) Duty Refunds | U.S. Customs and Border Protection](https://www.cbp.gov/news/announcements/ieepa-duty-refunds)

- 輸入者（IOR）および認可を受けた通関業者は、CBPの自動化商取引環境（ACE）セキュアデータポータルアカウント（ACEポータルアカウント）を開設する。
- 還付を受ける者は、ACEポータルアカウントを使用して、CBPに銀行口座情報を提供する。
- 輸入者（IOR）および認可を受けた通関業者は、ACEポータルでCAPE申告書を提出する。

3. 申請書の提出から還付までの流れ

- CAPE申告書の提出後は、CBPの審査及び精算を経て、追加審査が必要な場合を除き、CAPE申告書の受理後、通常60～90日以内に有効な払い戻しが発行されることを想定。

<参考> 【JETROビジネス短信】 [米税関、IEEPA関税を還付する「統合通関管理・処理システム\(CAPE\)」を4月20日から運用開始\(米国\) | ビジネス短信](#) — [ジェットロの海外ニュース - ジェトロ](#)

米国関税措置等に伴う
日本企業相談窓口（JETRO）

<https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2025/028d1921932c0ee1.html>



北米地域等を専門とする専門家を配置し、広く日本企業からの個別相談対応に当たります。